○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、大滝委員と加藤委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。

- ○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第103回個人情報保護委員会を開催いたします。本日の議題は1つです。議題(1)「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理(案)について」、事務局から説明をお願いいたします。
- ○池田企画官 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理(案)に つきまして、資料1に基づきまして説明申し上げます。

当委員会では、個人情報保護法の改正法附則において、3年ごとの見直しが求められていることから、本年1月28日から、法の施行状況について幅広い観点から実態の把握、議論の整理等を進めてきたところでございます。

具体的には、本日を含めまして委員会を13回開催し、経済界の8団体のヒアリングを含め、御審議いただいてまいりました。また、個人情報保護法相談ダイヤル、タウンミーティング、認定個人情報保護団体シンポジウム、個人情報保護法シンポジウムに寄せられた声なども活用して検討を進めてきたところでございます。

本日御審議いただく中間整理(案)は、これまで過去12回にわたる委員会での御審議、 及び委員からの御意見などをもとに文章としたものとなってございます。

1月28日の委員会では、「今後の進め方について」といたしまして、「本年春を目途に、 検討状況について初回の整理を行う、当委員会としての中間的な整理を示し、広く意見を 求める」としていたところでございまして、この1月からの御審議の経緯を踏まえ、課題 を整理、御審議いただいた結果を中間的に取りまとめたものとなります。今後、さらに様々 な立場の方々からの御意見を募り、個人情報保護委員会として今次見直しの結論を得てい くための中間段階との位置付けと考えているところでございます。

本中間整理(案)では、法附則第12条第3項におきまして、政府に、国際動向、技術進展、産業等の状況を含めた改正法の施行状況の検討を求められておりますことから、事実関係を含めて記載をさせていただいてございます。

それでは、資料1の1ページを御確認いただければと存じます。全体の構成ですが、「第 1章 総論」「第2章 検討の背景」「第3章 個別検討事項」とさせていただいてございます。「第3章 個別検討事項」については、本年1月28日の委員会における、「いわゆる3年ごと見直しに係る検討の着眼点」を踏まえて項目立てをさせていただいてございます。

3ページ目、「第1章 総論」を御覧ください。総論については、検討に当たっての共通的な視点に触れてございます。まず、1パラグラフ目にございますが、「個々の着眼点にはそれぞれに固有の論点はあるものの、全体を俯瞰するならば、おおむね、次のような共通の視点を示すことができる」としてございます。

次に、第一といたしまして、個人情報保護法第1条の目的に掲げている「個人の権利利

益を保護」するために必要十分な措置を整理すること。第二に、保護と利活用のバランスをとること。第三に、国際的な制度調和や連携。第四に、個人が直面するリスクも変化しており、これに対応していくこと、などとさせていただいてございます。

なお、制度の見直しに当たり、技術的、社会的側面で急激な変化が進展している。その中で、制度を見直す上では、可能な限り様々なリスクを考慮の上で対応していくことが重要である、としてございます。

また、新たな産業の創出などを促進する観点から、事業者自身による自らの事業等の実態に即した個人情報保護のための取組が行われる必要がある。そのような自主的取組が法制度等と相まっていくことが重要である、などとさせていただいているところでございます。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。「第2章 検討の背景」でございます。こちらにつきましては、法附則第12条の規定等を書かせていただいてございますが、下から2つ目の、個人情報保護をめぐる国内外の政策、技術、産業等の状況について、「中間的に整理を行い公表するものである。」、また、最後の $\bigcirc$ 、今回の整理について、「いわゆるパブリックコメントに付し、国民の皆様の御意見を伺い、その意見等も踏まえつつ、学識経験者を含め各方面の意見を聞きながら検討を進めることとする」、とさせていただいているところでございます。

続きまして、5ページ目、「第3章 個別検討事項」を御覧ください。個別検討事項につきましては、各節とも、これまでの委員会の審議で事務局から説明した事実関係の内容を中心に前半、委員の皆様から御意見の内容などを中心に検討の方向性としてございます。また、内容の編さんにおきましては、個別検討項目の回のみならず、ヒアリング等で指摘があった内容も適宜入れている状況でございます。

それでは、5ページを説明申し上げます。「第 1 節 個人情報に関する個人の権利の在り方」でございます。「1 . 概況」といたしましては、例えば 7ページ、個人情報保護法相談ダイヤルに寄せられた意見等についても触れているところでございます。

11ページ目、「2. 開示請求に関する状況」、12ページ目、「3. 利用停止等に関する状況」を記載させていただいてございます。

14ページ目、「4. オプトアウト規定と名簿屋対策の状況」とさせていただいてございます。このあたりにつきましては、事務局が前回の委員会で説明した内容をもとに編さんをさせていただいてございます。

16ページ目、「5. 検討の方向性」を御確認ください。(1)の1つ目の〇、「個人及びデータを活用する事業者の双方にとって、本テーマは影響が大きく、今後、慎重かつ丁寧な検討が求められる」とさせていただいてございます。特に「消費者側と事業者側で意見が分かれる点も多く、多面的な検討が求められる」とさせていただいてございます。

「(2)個人情報保護法相談ダイヤルの充実」とさせていただいてございまして、ここにつきましては、個人情報保護法相談ダイヤルにつきまして、「更なるサービスの充実に

向け取り組む必要がある」などとさせていただいてございます。

17ページ目をお願いいたします。(3) 開示請求でございます。2つ目の○、「開示の 仕組みは、個人情報の適正な取扱いに関するルールの中でも重要な仕組みの一つである」 とさせていただいてございます。その次の○、「引き続き企業が適切に対応を行っている か、その対応状況を注視する必要がある」とさせていただいてございます。

また、その次の〇でございます。「個人情報保護法における開示の際の電磁的形式による提供の明確化についても、今後、利用者の利便性も考慮しつつ、検討していく必要がある」とさせていただいてございます。

その次の〇でございます。なお、いわゆるデータポータビリティーに関してでございますが、「議論の推移を見守る必要がある」などとさせていただいているところでございます。

続きまして、18ページ目、「(4)利用停止等」でございます。こちらでございますが、 1つ目の〇、「利用停止等に関して、個人の権利の範囲を広げる方法について検討する必要がある、とさせていただいてございます。一方で、2つ目の〇、「今後、企業の実務上の問題を整理する必要がある」などとさせていただいているところでございます。

19ページ目、「(5) オプトアウト規定と名簿屋対策」でございます。1つ目の○でございますが、オプトアウト規定については、「改正法で委員会への届け出義務が創設された。制度としては一定程度有効に機能しているものと評価される」としてございます。

ただ、3つ目の〇、「確認・記録義務の履行が不十分な事業者などが存在することが判明している」といった点について記載させていただいております。

4つ目の○、「このような実態を踏まえ、現行制度の執行による名簿屋対策の徹底を進め、個人情報保護法に適合しない形で名簿等が取り扱われている場合には必要な措置をとる必要がある」などとさせていただいてございます。

次の〇でございますが、「他方、制度に関する課題としては、情報入手先の開示の必要性、オプトアウトの届出内容に事業者の事業実態が的確に反映されるような仕組みの工夫の必要性等も挙げられ、更に幅広く検討を進める必要がある」などとさせていただいてございます。

続きまして、20ページ目、「第2節 漏えい報告の在り方」をお願いいたします。「1. 我が国における現状」とさせていただいてございます。

続きまして、22ページ目、「2.諸外国の現状」とさせていただいてございます。

その上で、「3.検討の方向性」、23ページをお願いいたします。「基本的考え方」といたしまして、「漏えい報告は、委員会が漏えい事案を把握し、個人の権利利益の保護を図るためのいわば起点と考えられる。個々の事業者を適切に監督するというだけでなく、当局が、事業者が参考にすべき情報を積極的に事業者に対して発信したり、助言したりすることによって、事業者の適切な対応につなげていくという意義も大きい。漏えい報告の在り方を検討する上では、このような多面的意義を踏まえて議論を行う必要がある」とさ

せていただいてございます。

その上で、24ページ目の一番上の〇、「国内における法執行の安定性や、国際的な議論の潮流等を勘案すると、漏えい報告について、法令上明記し、一定の場合について義務づけを行うことも検討する必要がある」などとさせていただいてございます。

ただし、ここについては「(2)勘案すべき事項」とさせていただいてございます。2 つ目の○でございますが、仮に、「漏えい報告を義務化する場合、軽微な事案についても 全て報告を求めると、報告対象となる事業者の負担のみならず、報告を受領する執行機関 としても制度の趣旨目的に比してコストが過剰となる可能性がある」などとさせていただ いているところでございます。

続きまして、25ページ目、「第3節 個人情報保護のための事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方」の部分でございます。「1. 認定個人情報保護団体制度」「2. 事業者の自主的取組の状況」とさせていただいてございます。

また、ページは飛びまして30ページをお願いいたします。「3. 検討の方向性」でございます。「(1) 認定個人情報保護団体制度の充実」とさせていただいてございます。こちらにつきましては、31ページ目の(2)の上の $\bigcirc$ でございます。制度の在り方については、認定個人情報保護団体制度が、現状、企業単位での加入が前提となっている点がございまして、その点につきまして、最後から3行目でございますが、「例えば、特定の分野に特化し、指針等ルール単位や分野単位で認定等を行う新たな仕組みを設けることが考えられる」などとさせていただいているところでございます。

続きまして、「(2)民間の自主的取組の推進」とさせていただいてございます。こちらにつきましては、32ページ目の一番上、「民間の自主的取組が促進されるような仕組みは、法の趣旨からも望ましいものと考えられる」とさせていただいてございます。

次のパラグラフでございますが、特に、「新たな利用分野でビジネスモデルの変革、技術革新等も著しいことから、法の規定を補完する形で、民間主導で自主ルールが策定、運用されることは望ましく、これらの取組が促進される仕組みを検討する必要がある」とさせていただいてございます。

最後でございます。「特に、PIAについては、事業者自身にとって、効率的かつ効果的に必要十分な取組を進めるための有用な手段であることを踏まえ検討する必要がある」などとさせていただいているところでございます。

続きまして、33ページ目、「第4節 データ利活用に関する施策の在り方」でございます。「1. 匿名加工情報制度」。34ページ目、「2. その他データ利活用に関する施策の現状」。35ページ目、「3. パーソナルデータの利活用に関する民間事業者等による取組」。37ページ目、「4. ターゲティング広告」。こちらにつきましては、JIAAからのヒアリング内容も踏まえて記載させていただいてございます。

その上で、40ページ、「5.検討の方向性」でございます。「(1)匿名加工情報制度」、 こちらにつきましては「引き続き、具体的な利活用モデルや、ベストプラクティス等を発 信していくことが重要である」などとさせていただいてございます。

- 「(2)「仮名化」の検討」ということでございまして、EUにおいては「「仮名化」が規定され、国際的にもその活用が進みつつある」とさせていただいてございます。我が国においても、「従前から経済界からの要望もあるところであるが」、「EUの規律のレベルの実態、国際的な動向も踏まえ、具体的に検討していく必要がある」などとさせていただいているところでございます。
- 「(3)技術の進展に伴うデータ利活用への対応」といたしましては、次の41ページ目の一番上、「企業が個人情報について、利活用を含め、より相談しやすい環境を求める意見は多く聴かれるところであり、具体的にどのような体制が考えられるか検討する必要がある」などとさせていただいているところでございます。
- 「(4)データ利活用に関する国際的な取組の必要性」につきましては、「引き続き、 積極的に貢献していくことが重要である」などとさせていただいているところでございま す。
- 「(5) ターゲティング広告を巡る対応の在り方」でございます。こちらにつきましては、3つ目の〇でございますが、「まずは、自主ルール等による適切な運用が重要である」とさせていただいてございます。

また、その次の〇、「クッキー等について、例えば、一定の要件に該当するものについて個人情報保護法上の個人識別符号とするなどの意見もあるということを考えられるが」ということでございますが、「クッキー等をあえて個別に規律する必要性含め、慎重に検討する必要がある」とさせていただいているところでございます。

その次の〇でございますが、「一方、クッキー等であっても、会員情報等と紐付けられ 特定の個人を識別できるような場合は、個人情報保護法の個人情報として取り扱われる必 要がある」としてございまして、「委員会としても、実態を注視しつつ、適切に法執行を 行っていく必要がある」、とさせていただいているところでございます。

続きまして、43ページ目、「第5節 ペナルティの在り方」でございます。「1. 我が国における現状」。44ページ目、「2. 諸外国の現状」でございます。また、45ページ目、「3. 我が国の法令に基づき賦課される金銭の性質」とさせていただいてございます。

その上で、「4.検討の方向性」でございます。「現行のペナルティーの体系では実効性が不十分な事業者を念頭に、ペナルティーの強化が必要との議論がある」とさせていただいてございます。また、「国際的な状況を見ると、ペナルティーの強化が大きな潮流となっているのは否定できない」ともさせていただいてございます。しかし、その次でございますが、「我が国の実態、法体系に照らして望ましい在り方を検討していく必要がある」とさせていただいているところでございます。

また、次の〇でございますが、「現状においては、勧告・命令や罰則の適用事例は存在 しない。これは、企業にとって、消費者からの信頼を失うことのコストが大きいことなど が背景として考えられる。実際、産業界からは、ペナルティーの引上げに慎重であるべき との意見があった」などと記載させていただいてございます。

47ページ、「また」というところでございますが、「事業者の過度な萎縮を招き、創意工夫や技術革新の果実を国民が十分に享受できなくなる可能性」、その次のパラグラフでございますが、「改正法では、いわゆる5,000件要件が撤廃されたことなどについても留意する必要がある」とさせていただいてございます。

また、3つ目の〇、課徴金制度についてでございますが、「罰則とは別に課徴金を導入する必要があるかについても、様々な観点から検討する必要がある」といった形とさせていただいてございます。

続きまして、48ページ目、「第6節 法の域外適用の在り方及び国際制度調和への取組と越境移転の在り方」でございます。「1. 我が国における現状」、続きまして、ページが飛びまして51ページ目に、「2. 諸外国の現状」とさせていただいてございます。

その上で、52ページ、「3.検討の方向性」でございます。「(1)基本的方向性」といたしまして、「米欧双方の関係機関と良好な関係を築いてきた委員会が個人データの保護と円滑な流通に向けて国際的な議論をリードしていく必要がある」とさせていただいてございます。

その上で、53ページ目、一番上でございますが、個人情報に係る制度をめぐる国際的な議論は、ここ数年、活発化している状況にあるといったこともございます。その中で、「委員会の国際交渉体制の強化にも取り組んでいく必要がある」、などとさせていただいてございます。

続きまして、「(2)域外適用の在り方」でございます。こちらにつきましては、このページの最後の段落で、「現行法の域外適用の範囲や、執行手法について、各国主権との関係整理の視点も含めて、引き続き検討する必要がある」などとさせていただいてございます。

また、次のページでございますが、「なお、域外適用との関係で、罰金等が科せられないことを踏まえ、課徴金制度の導入を求める意見や、国内取得個人情報の国内サーバー保存義務付けを求める意見等もあるが、いわゆる無差別原則の考え方や、外国事業者に対する法執行の在り方という視点も踏まえて、検討を深める必要がある」、などとさせていただいてございます。

続きまして、「(3)越境移転の在り方」。「個人データの越境移転に伴うリスクも変化しつつある」ということで、「いわゆるデータローカライゼーション、ガバメントアクセスに係る海外の立法例はその一例と考えられる」とさせていただいてございます。

その次の〇でございますが、「国や地域における制度の相違は、個人の権利利益の保護の観点から懸念も生じる」とさせていただいてございます。

その次の〇でございますが、「このようなリスクをもたらし得る個人データの越境移転 について、どう捉えるべきか検討することが考えられる。リスクを精査し、事業者等の実 態をよく踏まえた上で、どのような措置が考えられるか見極める必要がある」とさせてい ただいてございます。

「(4)本人への情報提供の在り方」でございます。「外国事業者が個人情報を直接取得し多様に利活用する事例が増大する中、個人にとって取扱いが分かりにくくなるリスクが存在する」とさせていただいております。次のページ、「このようなリスクについて、個人が予見できるよう、事業者からの本人に対する情報提供の在り方について工夫することも考えられる」とさせていただいてございます。

続きまして、56ページ目、「第7節 その他の論点」でございます。これまでの委員会の審議の過程において、「個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって」等に直接掲げていない事項についても、意見が寄せられた論点が存在いたします。官民を通じた個人情報の取り扱いに関する論点も複数指摘されたところでございます。「この論点に関する政府としての検討に際して、委員会としても適切に対応していく必要がある」とさせていただいているところでございます。

本中間整理(案)につきましては、御了承いただきましたら、速やかにパブリックコメントの手続を行いたいと考えてございます。

なお、本文書は行政手続法でいう命令等を定めるものではございませんが、「任意の意 見募集」という形で実施させていただければと考えてございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○嶋田委員長 ありがとうございました。

昨年、視点を議論した後、今年1月28日から12回にわたって様々な意見を聴取・検討し、 このような形にまとめたものと理解しています。

この中間整理(案)では、「検討の背景」にも記したとおり、個人情報を巡る国内外の政策、技術、産業等の状況を含めた改正法の施行状況について、一定の俯瞰がなされているのではないかと思います。諸外国の現状も併せて、可能な限り盛り込んでおります。また、委員が審議の過程で発言した意見や、消費者や事業者団体から頂いた御要望なども踏まえたものになっているのではないかと考えております。

これまで委員会で実施したヒアリングやタウンミーティングなど、御協力いただいた 方々に改めて御礼申し上げたいと思います。

個人情報保護法は、多様なステークホルダーを対象としており、昨今、更に社会的な注目も集まっております。開かれた委員会として、中間段階で一度取りまとめた上で公表して、国民の皆様から意見を伺うということは、個人情報保護法の性格から見ても意義が大きいことと考えております。また、国民としても納得のいく方法であろうと考えます。

今回、中間整理を意見公募手続に付したいと思いますけれども、これから更に多くの意見が寄せられると思いますが、それを踏まえつつ、加えて、最後に説明がありましたけれども、これに関係する学識経験者の方々からも意見を伺うなど、更に課題の整理、審議を深めていくという形で進めてまいりたいと思います。

何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

委員の皆様からは、今まで御意見をたくさん出していただきましたので、それらを反映 してこの中間整理が作成されているものと理解しております。特に御意見がないようです ので、これでパブリックコメントを行いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

## (「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 ありがとうございます。それでは、そのように扱います。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表して よろしいでしょうか。

## (「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱います。

本日の会議は、これで閉会といたします。事務局から、今後の予定を説明願います。

〇的井総務課長 次回の委員会でございますが、5月10日金曜日、14時30分から行う予定 でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定のとおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。